



●発行：宗教者9条の会・大分 ●〒879-5102 由布市湯布院町川上 3561 見成寺 TEL 0977-84-2257 FAX 0977-84-5203

高橋哲哉さんの講演メモ

『私たちは望みを棄てない』

5月13日

大分は三度目になるのかと思います。こちらに寄せてもらう前に、由布岳の向かいの山に連れて行ってもらったのですが、新緑がもの凄くきれいで、草原には小さな野草がいっぱい花を咲かせていました。一瞬でありますがのどかな日曜を感じたのでありますが、状況は急を要する事態になっています。

況はこのままいくと、民衆の気持ちとは全く違った方向に走ってしまう事が危惧されます。このような時期に「私たちは憲法9条にどのように向き合えばいいのか」ということを中心に、私の考えを少しお話しできればと思います。

「私たちは望みを棄てない」という問題は、主催者の方で選んで下さったのですが、危機感が滲み出ているもので、私もそのように感じています。今の状

先程もごあいさつの中にありました。先程もごあいさつの中にありましたが、国民投票法というものが、成立寸前のところまでできて、明日にも成立するであろうと言われていますので、「いよいよ来たか」という感じがしています。小泉内閣のときから数

年間をかけて、改定に向かっての動きが強まってきていたのですが、安倍政権になってからものすごくイスピードで改憲の動きが進められて参りました。

昨年12月、臨時国会で教育基本法の改正ということが、充分な議論も為されなまま強行採決という形で成立しました。教育基本法は、教育の、まさに基本を定めたものであると同時に、日本国憲法と双子の兄弟のような位置付けになっています。すでに「旧」となっています

して教育がなされるのだと明記しています。しかし今としては、それが改悪されたということですので、すでに憲法が傷つけられているということになります。憲法の精神を実現するために定められた基本法が政治的な多数によって改正されるという形で、私たちは憲法改正のプロセスにはいつてしまっているという異常な事態になっているということです。そういう事態になっている今なお、国民が無関心であるとするならば、これは改憲派の思う壺であるということになります。このままいくと、どこに行くのかということをもう少しお話ししたいと思います。

※改憲の手続き法が成立

私は今のプロセスは9条の改定を最終目的としていっていると思っています。それをみんなの力で止めようというのが、全国の「9条の会」が共有している認識だと思っています。

過ちを無かったことにしたり、正当化すれば、新たな罪を重ねることになる。

日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「民主的で文化的な国家を建設する」ことを実現する手立てと

今回の参議院選で、自民党の安倍政権は改憲を掲げ、それを

選挙の争点にしようと言っています。昨日は幹事長の中川さんが、「7月の参議院議員の選挙で当選する議員は、任期の間に改正の発議が行われる。だから覚悟して選挙にかかわって欲しい」ということを言いました。本当に彼らはやる気なんです。日本国憲法が成立してちょうど60年ですが、その間、改定はなかったんです。安倍内閣になり、憲法改定のための手続き法としての国民投票法案が提出されました。この法案に対して野党から幾つかの手法の提案などがありました。修正されることもなく、審議を尽くすということもありません。国民投票法が成立しても、3年間は発議ができないということなのです。が、手続き法が成立したことで憲法改定の準備はできたのだ。だから今度当選した議員は憲法改定に関わるのだ。そこまで言い切っているのです。

改憲の動きの中には、環境問題など国民の関心を集める

ようなものもありますが、中心にあるのは憲法9条です。これまでの世論調査で見ますと、残念ながら過半数の人が憲法の改定については賛成という数字が出ています。ただ、改定派の読売新聞の調査を含めてのメディアの調査で、調査のたびに改定派が減り、慎重派が増えているということがあります。これは一つの動きとして注目すべきことだと思います。そして9条の改定については必要がないという人が継続的に過半数で、これも改訂すべきでないという人が増えているという事がありますので、総理の考えていることと民衆の意志との間に大きなギャップがあるということになります。

※靖国の国営化と9条の改訂

9条の改訂と、靖国参拝の問題は切り離すことのできない密接な関係にあります。現代の天皇は即位してから一度も参拝していません。昭和天皇は、戦後1975年までの

間に8回の参拝を致しましたが、それ以降の参拝は一度もなされていないということです。つまり天皇の参拝は30年以上行われていないということとです。

遺族会などの強い要請がある中で、30年以上の間「天皇の不参拝」について幾つかの推測があつたのですが、2006年7月、「なぜ天皇が靖国参拝を止められたのか」ということについての経緯が富田メモとして報道されました。

靖国神社は、東条英機を始とする東京裁判でA級戦犯とされた7人の戦争指導者を1978年になって靖国神社の英霊として合祀しました。今回の報道は、当時の宮内庁長官の富田朝彦という人の20冊余りのノートが発見され、その「メモ」の中に、昭和天皇は合祀にかかわる相当程度の情報を得た上で、「合祀したことを不快に思つて、それ以来参拝を取りやめた」という記述があることが明らかになったわけです。そのことが

新聞各紙で報道されました。報道を契機に靖国問題が再燃する中、麻生外相は私見として「これを失うと日本は日本でなくなる」とし、天皇の参拝を実現するために、「靖国神社を非宗教法人化し、国営化する。それに伴い護国神社を行政に管理運営を移管することが望ましい」と朝日新聞の「私の視点」の覧で「国家護持」の正当性を述べ、世論に対抗する意見を私見として開示しました。その後、朝日新聞がト部さんという侍従の日記を公開しました。ト部日記についてものおおきのメディアが取り上げてきました。が、この日記にも富田メモと全く一致する記述があつたわけですから、2つのメモが出てきたことで、昭和天皇の靖国参拝の理由がほぼ確定したと言つていいのかもしれない。

中国やアジア諸国が首相や閣僚の靖国参拝に反対する理由もA級戦犯の問題です。A級戦犯を合祀から取り下げれば問題は一応沈静化する。しかし靖国神社としては宗教上

の理由から「いったん合祀したものを取り下げることにはできない」ということで一貫している。1969年以来、幾度も国会に提案され、廃案となつた「靖国の国家護持」ということを実現するため、今回のメモや日記の発見ということを通じて「靖国問題の解決法」として、麻生外相のような発言がなされているのだと思います。靖国を、国が管理すればA級戦犯を外すことができる。外せばいいのだということです。資料にありますように麻生外相の発言のおおきのところに「これまで整えて初めて、晴れて天皇陛下を靖国にお招きできる」と記されています。天皇の靖国参拝を復活したいということについては古賀さんや中川さんあたりも言っています。この後、仮に靖国神社側が自主的に宗教法人を解散し、国営化されたとしても、いろいろの問題が残る、憲法上の整合性は認められないのだと思いますが、今の段階としては、いろいろ政治家が

「戦争できる国」 阻止しなければ

「宗教者九条の会」講演会



講演する高橋教授

国営化を口にするようになったというところに大きなねらいがあるのだと思います。端的に言えば、靖国の国営化と9条の改定は切り離すことのできない問題であり、表裏の問題として今それを政治課題

としているという状況にあるのかと思えます。
(天皇の参拝にどのような意味があるのかは次号で)

文責・日野 詢城

憲法九条をテーマに活動している「宗教者九条の会・大分」(日野詢城の会・大分)の第三回講演会(大分合同新聞後援)が十三日、大分市のコンパルホールであり、哲学者の高橋哲哉・東京大学大学院総合文化研究科教授が「私たちは望みを棄(す)てない」と題して講演した。
国民投票法案の成立が

問近に迫る中、九条の意義や役割を考えよう」と開催。約百二十人が集まった。

高橋教授は「改憲の最終目標は九条の改正で、軍事力の行使を合法化しようとしている」とした上で、「為政者は戦死者

が出た場合、どこまでの犠牲なら国民が耐えられるのか考えており、戦争

に向かう国民の意識を醸成するため、靖国神社の存在価値と、愛国心教育

を復活させようとしている」と指摘。「(まかし

にだまされぬよう批判的な目を養い、戦争ができる国へと突っ走る政治

の動きを阻止しなければならぬ」と述べた。

大内裕和氏講演報告

「教育基本法改悪の次に来るもの」

真宗大谷派妙正寺 住職 小栗栖法秀

現在の教育基本法(法律第百二十号)は、昨年暮れの12月15日、第百六十五臨時国会に於いて成立しました。同日22日付を以て、交付施行となっております。したがって、昭和22年3月31日に成立した教育基本法(法律第二十五号)は、昨

家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。」という文面にして、憲法における理想の実現と、教育基本法との、関係を絶っておりま

ればならない。」とあった「真理と平和」の「平和」を削除して、「正義」という言葉に変えました。かくして、憲法9条との関係は絶たれてしまったのであります。「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造」という文面は、「伝統を継承し、新しい文化の創造」という文言に変えられ、開かれて多様な文化を創造するという内容であったものが、国家主義的伝統文化を創造する内容へと、転換されました。

年の12月25日付を以て、廃止となったわけです。その前文に於いては、昭和22年教育基本法の「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまっすべきものである。」とある傍線部を削除し、「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国

さらに「我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、(伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」として、昭和22年教育基本法に「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなけ

戦前の帝国主義との歴史的決別を象徴する文言であった「ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」という文面は、その「新し

「日本」という言葉が削られて、「日本国憲法」の精神にのっとり、わが国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。」という文面となっております。さらに、理念法であるべき教育基本法に、行政施策法としての「教育振興基本計画」という言葉が、導入されています。

さて、新しい教育基本法の、全体の構成をみてみますと、まず、以上述べた前文があり、第一章 教育の目的及び理念となつています。その中が、

第一条 教育の目的、

第二条 教育の目標、

第三条 生涯学習の理念、

第四条 教育の機会均等、

ということになっていきます。

次に第二章 教育の実施に関する基本 として、

第五条 義務教育、

第六条 学校教育、

第七条 大学、

第八条 私立学校、

第九条 教員、

第十条 家庭教育、

第十一条 幼児期の教育、

第十二条 社会教育、

第十三条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力、

第十四条 政治教育、

第十五条 宗教教育、

と、今度は、かなり詳しく細分化されています。さらに、第三章は、**教育行政**、ということで、

第十六条 教育行政、

第十七条 教育振興基本計画と、実施の主体と手法が示されます。そして、最後、

第四章 法令の制定 は、第十八条のみで、「この法律に掲げる諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。」というところで締めくくられ、末尾が、

附則、であります。

第一章においては、教育の目的として、国家及び社会に「必要な資質」を備えた国民の育成が定められており、その育成「徳目」が、達成すべき教育目標として、第二条の中に、具体的に規定されています。格差社会を生み出す原

因である、新自由主義・能力主義と結びついて、「個人の価値」が定められて、あるべき「態度」を養うことが強制されるようになります。いわく、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」ということでありまして、ここに云われるところの「伝統文化」「愛国心」「国際平和への貢献」という言葉は、政府と行政を通じて、教育の場では、一体化することとなります。所謂、お国の為の個人の価値の育成・創造ということになるかと思えます。

「義務教育」におきましては、9年という年限は廃止され、法律で、別に定めて弾力化をし、能力主義を推進するために、「水準を確保するため」と称して、全国学力テストが強制実施されるようになるでしょう。因みに、去る6月1日に開かれた、教育再生

会議第二次報告の中では、大学・大学院の9月入学が検討されていますが、これは、3月入試に合格した国立合格者の、入学時期を9月とし、入学までの半年間に、強制ボランティアである、奉仕活動などの単位メニューを、必ず、盛り込んでくることになりま

す。これらは、履歴書に記載されて、やがて、就職の際の判断要件に挙げられるようになります。しかし、その真のねらいはというと、この履修期間に、治安や、軍事関係者の講義等を、必修単位として挿入することで、最終的には、軍に参画する人格の育成を、めざす所にあるといえましょう。現に、アメリカでは、軍事リクルーターなる人がいて、高校生の5%入隊を目標に、「GO ARMY(軍隊へ行こう)」をキャッチフレーズに、おおつぴらな学生勧誘や、黒人・女性・ヒスパニックに對する入隊勧誘なども、実施されているといえます。日本でも、フリーターやニートの

中には、近未来の軍隊である、自衛隊に、入隊を希望する者が多いそうで、厄介な徴兵制の導入などは、不必要だろうとまで言われているくらいであります。これらが、格差社会の結果ということになります。現に県内でも、自衛隊への入隊勧誘の説明が、ある方面に対しては、実際に行われているという最新情報があるくらいです。

不思議な事に、昭和22年教育基本法にはあった「男女共学」については、その全文が削除されています。どういふねらいがあるのでしょうか。

「学校教育」に関しては「必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲」ということを強制していますので、規律に反する者は、排除される可能性が、示唆されているといえます。

基本法の言及範囲は「大学・私立学校」にまで及び、更に、「教員」については、国家に定める「崇高な使命を深く自覚し」て、国家の望むべきと

この教員となる為に、日夜不断「研究と修養に励む」ことが、求められています。かつて、教員は「全体の奉仕者」として、直接、主権者たる国民に対して、責任を負うものでありましたが、その責任は、今や、国と行政とに移管してしまっただけです。つまり、国と行政とが望む教員の育成、ということになったのであります。かくて、教員についての、意識と研修の充実ということは、教育行政による初任者研修などの、官製研修の拡大へと、つながることになります。

「家庭教育」にも言及します。「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とされ、国家と行政とが、家庭の責任を規定して、そのあり方について、介入をする事になります。「幼児期の教育」についても、国と行政とが、口を出せるようになっていきます。

「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」という

ことで、学校・家庭・地域住民は、各々その役割と責任を自覚しなければならず、相互に連携・協力しなければなりません。たとえば、祝日に、隣のお家が国旗を掲揚していなければ、その隣のお家は、市町村に対して、その旨、通報する、というようなことが起こりうる、ということになるでしょう。学校・家庭・地域の三者の、相互監視システムの完成も、夢ではない、ということになります。

「宗教教育」については「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養並びに宗教の社会生活における地位は、教育において尊重されなければならない。」とされ、靖国神社・護国神社などをはじめとする、国家神道の、学校教育導入への道が、開かれています。現に、東京などは、学校の社会見学に、靖国神社の参拝が大はやり、ということでありませう。また、これからは、そのような、靖国参拝をするような学校こそ

が、国の評価対象となり得る、という時代に入った、とも云えましよう。

「教育行政」については、本来「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。二教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」と、あくまでも「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標」と

されていた昭和22年教育基本法に対し、その第二項は削除され、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」という文面に変えられて、事実上、その内容は、教育行政に対する、不当な支配を排除し、「我が国と郷土を

愛する」態度を養う教育を、具体的に推進し得る内容へと、大きく変化してしまつたといえるでしょう。つまり、

教育行政に対する批判ができないようにしてしまつたのであります。かくして、国は、教育に関する施策を、総合的に策定・実施するものであり、地方公共団体は、その振興を図るために、地域の実情に応じた教育に関する施策を策定・実施することとなります。格差社会は、さらに促進されることになるでしょう。

新たに「教育振興基本計画」を定めたのは、予算措置を以て、国が、教育内容へ介入し、新自由主義改革をスピードアップするためであります。地方公共団体は、国の計画の、予め用意された、必要と思われるところを選択すると、その地方公共団体の実情に応じた、教育振興のための計画が、定まるように、努める、ということになるでしょう。

以上、今回成立の教育基本法は、従来の、個人価値の尊

重から、国家にとつて有用な人材育成へと移行した、ということ、主権者国民にとつての教育ではなくなり、教育行政と政府にとつての教育、ということに変わったのです。格差社会を推進する理念と制度を持ったこの法律は、新自由主義・国家主義と相俟つて、これを全域化し、幼児教育から生涯学習、果ては、家庭から地域社会に至るまでを、限なく支配・指導して、念願の、平和憲法の改憲へと、進む道理である、と云えると思います。

※この講演は去る6月3日（日）コンパルホールにおいて、市民講座として、行われたものです。大内裕和氏（40歳）は、高橋哲哉氏と共に、『教育基本法「改正」を問う』（白澤社）という本を、最近、出版しています。東大大学院卒で、現在、松山大学助教授。

投票しなければ

認めたことなる!!

今度の参議院選挙で投票を放棄するとすべてを認めたことになります。誰に入れるのか以前の問題として、私たちの意志が問われていることとなります。年金問題など「呆れてものが言えない」からこそ、私たちは放棄してはならないのです。

最近になり、安倍総理は「9条の問題を選挙の争点にしない」というコメントを出していますが、勝てば良いのだとするのであれば、良識のある人の言動とは思えません。NO!!というのか、しっかりせよ、というのは国民の判断です。でも、意思表示を放棄することが一番危ないのだと言えます。それだけは避けたいものです。

「宗教者9条の会・大分世話人会」

年会費納入・カンパを
よろしく願います。

宗教者9条の会・大分
事務局

〒879-5102
由布市湯布院町川上 3561
見成寺

TEL 0977-84-2257
FAX 0977-84-5203
年会費 3,000円
郵便振替口座 01720-1-111731

『今を語ろう』連続談義 第一回

今回からの学習会は、公開討論会の形を取りますので多数の参加者を募集し、自由な意見交換を求めます。

期日 9月6日(木) 2時より

テーマ 「多数決という暴力について」

会場 大分キリスト教会

大分市城崎町2-6-22

電話 097-532-4240



世話人 (◎代表者)

- | | | |
|-------|-----------|------|
| 無着成恭 | 曹洞宗 | 泉福寺 |
| 酒迎天信 | 日本山 | 妙法寺 |
| ◎日野詢城 | 大谷派 | 見成寺 |
| 林 正道 | 大谷派 | 安養寺 |
| 西郡 均 | 本願寺派 | 誓岸寺 |
| 古谷 聡 | 大谷派 | 蓮照寺 |
| 佐々木淳二 | 大分メソヂスト教会 | |
| 掛橋泰定 | 日蓮宗 | 妙栄寺 |
| 藤田宏紀 | バプテスト連盟 | 大分教会 |
| 大在 紀 | 本願寺派 | 長光寺 |

ホームページ開設しました。
<http://jio-oita.com>

編集後記

梅雨明けと同時にと夏の日だ。

暑気が押し寄せはじめました。子供たちはバットやグラブを捨てて、セミとりに走ります。

この子等の未来のためにも、大人たちは、暑氣払いにひとつ鰻でも食おうなどの考えはひとまずおいといて、涼しい顔をして(冷静になって)選挙に行きましょう!

「今こそ国会へ!」の旗印のもと、旧小泉政権にむけ教育基本法と憲法改悪阻止の音笛を貫き通した教育学者大内裕和氏による市民講座が先月大分コンパルホールで開かれました。この旗印は六十年安保当初、清水幾太郎氏がすべての労働者・市民に安保反対の国会請願行動を呼びかけた論文のタイトルでもありました。

教育基本法改悪が遂げられてしまった現在、私たちの関心は憲法改悪阻止に向けられています。大内氏の講演は、前者の改悪によって目論まれているプログラムそのものの発動に対して十分留意し、常に注意と関心をむける必要性を私たちに喚起するものでした。講演に参加された会員の小栗栢秀氏から詳細な講義録を頂きました。法務多忙の中、執筆頂き有難う御座います。